

貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の制定案の概要

1 制定の背景

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第38号）の施行に伴い、特定信書便事業者に係る標準信書便約款の制度が創設等されることから、関係告示の規定の整備を行う必要がある。

2 制定の概要

特定信書便事業者のうち、貨物軽自動車運送事業者を対象した標準信書便約款（告示）を制定する。

3 施行期日

平成28年1月（予定）